

# 議第30号 呉市水道事業給水条例及び呉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

令和6年能登半島地震では、給水装置又は排水設備の工事を行う指定事業者の確保が困難になったこと等により、家庭で水が使用できない期間が長期化しました。このことを教訓として、災害その他非常の場合において、市長が指定した者に加え、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業又は下水道事業の管理者を含みます。以下同じ。）が指定した者に給水装置又は排水設備の工事を行わせることを可能にするため、所要の規定の整備をします。

## 2 改正の内容

災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した者（給水装置については、他の市町村長を含みます。以下同じ。）に給水装置又は排水設備の工事を行わせることができることとします。

なお、この場合において、他の市町村長が指定した者が行う工事は、市長が指定した者が行う工事とみなして、呉市水道事業給水条例（昭和35年呉市条例第10号）又は呉市下水道条例（昭和37年呉市条例第24号）の規定を適用します。

## 3 施行期日

公布の日